

地方分権がスタートします

機関委任事務制度の廃止

国が、知事や市町村長に自分の機関として事務を執行させ、指揮監督する機関委任事務制度が廃止されました。これまで、市町村の事務の3～4割がこの機関委任事務でした。制度の廃止で、必要な事務は自治体が主体的に行う「自治事務」と、国が法令に基づき自治体に委託する「法定受託事務」の2つに分かれます。あわせて国の関与は必要最小限となります。

また、法令に反しない限り、市町村が独自に条例を制定することができるなど、今まで以上に地域の実情を反映させていくことができるようになりました。

(市の対応)

- ・建築確認手数料の条例化
 - ・戸籍手数料の条例化
- など

権限移譲の推進

地方の自主性・自立性を高めるということから

国の権限の一部→県に

県の権限の一部→市町村に

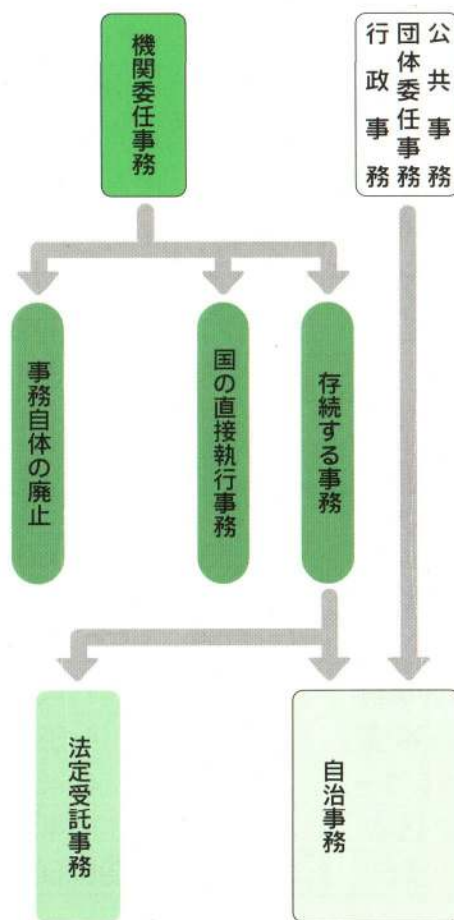
移されます。法律で決定されたもの以外は「県の条例による事務処理の特例制度」により、受け入れ可能な市町村に対しては、今後ますます事務配分されていくことが期待されます。

(市の対応)

- ・身体障害児童に係る補装具の交付、日常生活用具の給付の規則化
 - ・犬の狂犬病予防注射済票交付の規則化
- など

地方分権によって、大館市でも市民の皆さんのニーズにこたえる、個性豊かな地域社会づくりへ一歩踏み出しました。しかし、権限を与えられた分、市の責任も大きくなります。そのため、市では情報の公開をはじめとして、市民の皆さんが市政へ参加しやすい環境づくりに努めていきます。

地方分権一括法が4月に施行されました。これによって、国を中心とする行政システムが住民主導の地方分権型へと移行します。現在、社会は高齢・少子化や住民の価値観の多様化が進んでいます。こうした中で、各市町村は実情に合った地域づくり、まちづくりができるようになりました。ここでは、制度改革の主な点をお知らせします。



機関委任事務から新しい事務へ

必置規制の見直し

国が、県や市町村に組織や職の設置を義務付けていた必置規制は、廃止・緩和されます。これにより、任意設置となったものは改めてその必要性が検討されることになります。

(市の対応)

- ・公民館運営審議会の設置の条例化
 - ・公営住宅監理員の設置の条例化
- など